

# 滋賀県公文書管理・情報公開・ 個人情報保護審議会 の概要

## 1 はじめに

滋賀県では、情報公開制度および個人情報保護制度の適切な運用を図るため、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「情報公開条例」という。）に基づき平成13年度に滋賀県情報公開審査会を設置し、また、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、平成7年度に滋賀県個人情報保護審議会を設置して、それぞれ、審査請求に係る諮問事件の審議や制度運用に関する点検などを行ってきたところです。

令和元年度には、公文書等の管理の適正な運用を図るため、滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号。以下「公文書管理条例」という。）に基づき、公文書管理に関する附属機関を設置することとなりました。

公文書の適正な作成および保存は情報公開制度や個人情報保護制度の基礎であり、これらの制度と公文書管理制度とは、いわば車の両輪ともいえる関係にあることから、制度の運営および改善に係る審議においても一体的な検討を可能とするしくみが望ましいこと、また、これらの制度における情報公開請求、個人情報の開示等の請求、特定歴史公文書等の利用請求に係る審査請求についての審議は、その目的や公開・非公開の判断基準、委員に求められる識見等の共通性が高いことなどに鑑み、既存の滋賀県情報公開審査会および滋賀県個人情報保護審議会を改組し、前述の3条例により附属機関の権限とされた事項を総合的に調査審議するため、平成31年4月1日に、新たに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。

## 2 審議会のあらまし

### (1) 担当事務

ア 文書管理に関して知事が定める基準の策定や変更、現用公文書および特定歴史公文書等の廃棄に係る調査審議

イ 審査請求についての諮問に係る調査審議（公文書管理条例に基づく特定歴史公文書等利用請求・情報公開条例に基づく情報公開請求等・個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求等）

ウ 個人情報の取扱いに関する個人情報保護条例に基づく審議会の意見聴取に係る調査審議、住民基本台帳法の規定に基づく事項に係る調査審議および建議ならびに特定個人情報保護評価に関する意見の聴取に係る調査審議

（平成14年8月5日から、住民基本台帳法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会を兼ねています。）

エ 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営、改善等に関する意見

### (2) 組織・委員

ア 組織

審議会は、委員14人で構成しています。

担当事務に応じ、委員の一部で構成する部会を設けて調査審議を行っています。

名称	委員数	部会の担当事務
公文書等管理部会	8人	(1) アに掲げる事務
審査部会（第一分科会および第二分科会で構成）	12人（各分科会は6人）	(1) イに掲げる事務
個人情報保護部会	7人	(1) ウに掲げる事務
特別分科会（旧滋賀県情報公開審査会の委員であった委員で構成、令和元年度のみ設置）	7人	旧滋賀県情報公開審査会からの継続案件（諮問第146号、第147号および第149号に係る事件）の調査審議

#### イ 委員

委員の任期は3年で、学識経験を有する者等知事が適当と認める者のうちから知事が任命しています。

委員の氏名等は、審議会委員一覧のとおりです。

#### (3) 審査請求に係る調査権限

ア 諮問実施機関に対する対象公文書等の提示およびその内容を分類・整理した資料の提出の要求

イ 審査請求人等に対する意見書・資料提出の要求その他必要な調査の実施

#### (4) 審議会の設置の日（滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の施行日）

本審議会は、公文書管理条例の施行（令和2年4月1日）に先立ち、同条例の運用に関する基準等を定めるに当たり必要な調査審議を行うため、令和元年度に設置しています。

#### (5) その他

上記以外の運営に関する事項は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会規則または滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会運営要領に定めるほか、会長が審議会に諮って定めます。

### 3 令和2年度における審議会の調査審議の状況

#### (1) 審査請求に関して諮問を受けた事案に係る調査審議および答申等の状況

審査請求に係る令和2年度における調査審議の状況および結果については、情報公開制度および個人情報保護制度に区分して、第3以降に記載しています。なお、公文書管理制度に係る特定歴史公文書等の利用請求についての審査請求はありませんでした。

#### (2) その他の事項に係る調査審議等の状況

##### ア 全体会

第2回（開催日：令和2年8月3日）

- ・ 審議会、公文書管理制度、情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況の報告
- ・ 審議会の建議についての審議

## イ 公文書等管理部会

(ア) 第3回（開催日：令和2年8月3日）

廃棄予定公文書の歴史公文書等該当性に係る審議会からの意見聴取の方法についての審議

(イ) 第4回（開催日：令和2年10月8日）

廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る滋賀県公文書等の管理に関する条例第8条第3項に基づく意見聴取についての審議、公文書館による二次選別結果の報告等

(ウ) 二次選別結果に対する審議会委員による質問等（10月8日～10月31日）

(エ) 第5回（開催日：令和2年11月13日）

廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性についての審議、各審議会委員からの質問・意見等を踏まえた事務局による選別の考え方の整理および当該質問・意見等への回答の報告

(オ) 廃棄予定文書に係る公文書該当性に対する意見について（令和2年11月20日提出）

## ウ 個人情報保護部会

(ア) 第2回（開催日：令和3年2月8日）

- ・ 個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について（諮問）の審議
- ・ 地方公共団体の個人情報保護制度に係る法制化の動きについての現状報告
- ・ 個人情報の適正管理に係る行政重点監査の意見に対する改善措置の報告
- ・ 特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況報告
- ・ 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正についての報告
- ・ 令和元年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況の報告

(イ) 個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について（令和2年2月22日答申）

## 審議会委員一覧

氏名	分野	役職等(当時)	役職、所属部会
なかむつみ 中 睦	法曹 (弁護士)	中法律事務所	個人情報保護部会(代) 審査部会(第二)
なかい よういち 中井 陽一		草津駅前法律事務所	公文書管理部会 審査部会(第一、特別)
ささき たけし 佐々木 健	大学教授 (法学)	京都大学大学院 法学研究科教授	個人情報保護部会長 審査部会(第二分科会長)
なかやま しげき 中山 茂樹		京都産業大学 法学部教授	会長(代) 公文書管理部会(代) 審査部会(代) (第二(代)、特別)
まるやま あつひろ 丸山 敦裕		関西学院大学大学院 司法研究科教授	公文書管理部会 審査部会(第一)
やまだ あや 山田 文		京都大学大学院 法学研究科教授	個人情報保護部会 審査部会(第一(代)、特別)
よこた こうへい 横田 光平		同志社大学大学院 司法研究科教授	会長 公文書管理部会長 審査部会長 (第一分科会長、特別分科会長)
しかない み え こ 鹿内 美恵子	行政関係者	行政書士	公文書管理部会 審査部会(第二)
いのうえ り さ こ 井上 理砂子	報道・ メディア	元京都新聞論説委員	公文書管理部会 審査部会(第一、特別)
たかぎ けいこ 高木 啓子	公募委員	公募委員	公文書管理部会 個人情報保護部会 審査部会(第一、特別)
あおやま ともこ 青山 知子	各界有識者	前滋賀県商工会議所 女性会連合会理事	個人情報保護部会 審査部会(第二、特別)
やまなか みゆき 山仲 幸	教育関係者	元滋賀県総合教育セン ター所長	個人情報保護部会 審査部会(第二)
ならおか そうち 奈良岡 聡智	公文書関係	京都大学大学院 法学研究科教授	公文書管理部会
もうり こういち 毛利 公一	電子情報 処理	立命館大学 情報理工学部教授	個人情報保護部会

※ 審査部会のかっこ内は所属する分科会を示す。

※ 所属部会名等の後の(代)は部会長または分科会長の職務代理者であることを示す。